

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	共立耳鼻咽喉科	長崎県長崎市旭町26番18号	一般病床 19床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
特になし		

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定をうけた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
特になし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 5月 3日 令和3年度決算の決定

令和5年 3月26日 令和5年度事業計画及び収支予算の決定

令和5年度役員報酬額の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 協仁会
 所在地 長崎県長崎市旭町26番18号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 5 年 3 月 31 日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	162,055	I 流動負債	13,269
II 固定資産	74,334	II 固定負債	
1 有形固定資産	60,638	負債合計	13,269
2 無形固定資産	95	純資産の部	
3 その他の資産	13,601	科 目	金 額
		I 資本金	500
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	222,620
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	223,120
資産合計	236,389	負債・純資産合計	236,389

法人名 医療法人 協仁会
 所在地 長崎県長崎市旭町26番18号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自令和4年4月1日至令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	173,245
2 事業費用	139,344
本来業務事業利益	33,901
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	33,901
II 事業外収益	1,190
III 事業外費用	
経常利益	35,091
IV 特別利益	131
V 特別損失	
税引前当期純利益	35,222
法人税等	8,286
当期純利益	26,936

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 協仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市旭町26番18号

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 31 日 現在)

1. 資 産 額	236,389 千円
2. 負 債 額	13,269 千円
3. 純 資 産 額	223,120 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	162,055
B 固 定 資 産	74,334
C 資 産 合 計 (A+B)	236,389
D 負 債 合 計	13,269
E 純 資 産 (C-D)	223,120

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 協仁会
理事長 山野辺 滋晴 殿

私は、医療法人 協仁会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月3日

医療法人 協仁会

監事 石井 睦子